

(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

/

案分率	共通案分率	50%
		25%
それ以外の案分		
案分の説明 100%		
すべて政務活動に係るものであるため		

## 領収証

No. ....

2019年 4月 16日

吉岡 健 様

金額	¥	8	4	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

但 購読料H31年1月~3月分

上記正に領収いたしました

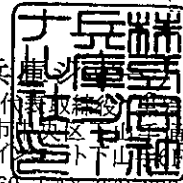
内  
消費税等 ¥622-


株式会社 兵庫リール社

〒650-0011 神戸市東区字下山

ファイブ・ト・ダウン

TEL:078-333-7560 FAX:078-333-7563



FP (FISC2006) FSC® ネットワーク株式会社

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> 事務費・人件費																															
2	<p><b>ご利用明細</b></p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もおわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>SMBC</p> <p>お振込金額 ￥129,600 振込手数料 ￥108</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>カ)アーハツウイレッツ 様</p> <p>お振込人は ヨツオカ タケシ 様</p> <p>お取扱日31. 4. 25 電信振込</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明																							
		共通案分率	50%																													
	25%																															
それ以外の案分																																
案分の説明																																
	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>番号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>5331</td> <td>31</td> <td>4</td> <td>25</td> <td>13:30</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">*3377</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="4">口座番号</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="4">[REDACTED]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>三井住友銀行</b></p>	取扱店	番号	年	月	日	時刻	[REDACTED]	5331	31	4	25	13:30	*3377						銀行番号	店番号	口座番号				[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]				<p style="writing-mode: vertical-rl;">案分率</p>
取扱店	番号	年	月	日	時刻																											
[REDACTED]	5331	31	4	25	13:30																											
*3377																																
銀行番号	店番号	口座番号																														
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																														

## 事業用賃貸借契約書

貸主 株式会社アーバンヴィレッジ(以下「甲」という。)と借主 吉岡たけし(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	垂水フラッツ 101号室		階 号室		
	所 在 地	(住居表示) 神戸市垂水区仲田1丁目8-24			区画番号( )	
		(登記簿)				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ ( )階建/全( )戸				
	種 類	店舗	新築年月	平成14年4月		
面 積	5.45 m <sup>2</sup>					
附 属 施 設						

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

兵庫県議会議員 吉岡たけし事務所

### 頭書(3) 契約期間

平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期 平成27年7月1日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 129,600 円 (内消費税等 9,600 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家財保険料	円
敷 金	円 (賃料 ヶ月)	敷引き	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		当月分を毎月 末日まで			
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込	(株)アーバンヴィレッジ			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	吉岡 健	
	(自宅)TEL		
	(勤務先)TEL	078-708-8600	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	[REDACTED]	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社 アーバンヴィレッジ	
	住所	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番24号	

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 )	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	[REDACTED]
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間満了後、1年毎の自動更新とする。

頭書(9) 特約事項

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月 11日

甲・貸主	氏名	株式会社 アーバンヴィレッジ	TEL	078-651-3600
	住所	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番24号		
乙・借主	氏名	吉岡 健	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名			
	住所			

		A		B				
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	Ⓞ		Ⓞ				
	免許証番号	大臣 知事 ( ) 第	号	免許証番号	大臣 知事 ( ) 第			
	免許年月日	平成	年	月	日	平成	年	月
宅地建物取引士	氏名	Ⓞ		Ⓞ				
	登録番号	( ) 第	号	登録番号	( ) 第			
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL							

※Ⓞは実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする

### (共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が

存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

#### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

#### (禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

#### (乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、

- 甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

#### (契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

#### (契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

- 第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了するこ



とができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
  - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
  - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
  - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
  - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
  - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
  - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散

#### (延滞損害金)

- 第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

- 第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
  - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
  - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(2)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

#### (免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

#### (協議)

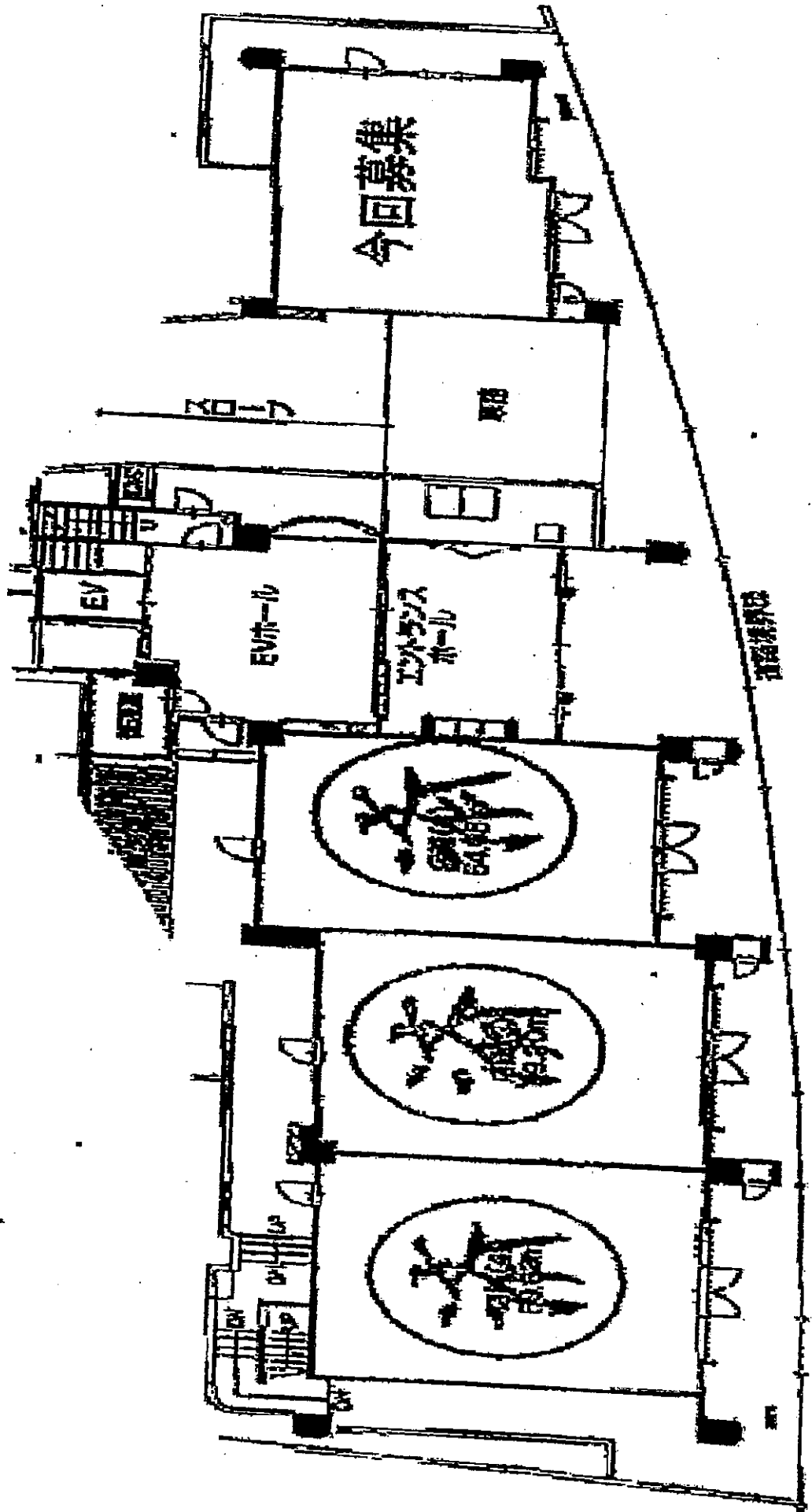
第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



今回募集

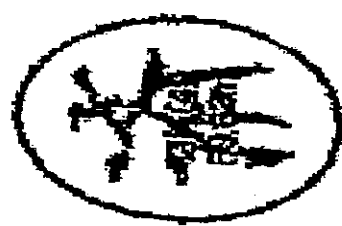
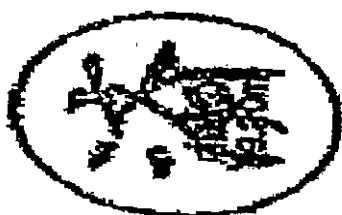
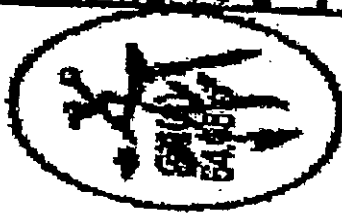
事務

ホール

エントランス  
ホール

EV

EV



新

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理  
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・**事務所費**・事務費・人件費

3

共通案分率 **50%**  
~~25%~~

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥21,600  
振込手数料 ¥108

お受取人は

カ)アールソウ"イレツツ"様

お振込人は

ヨシオカ タケツ 様

お取扱日 31. 4. 25 電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻	印紙税申告納 付につき 税務署承認済
		3331. 4. 25	13:31	
*3378				
銀行番号	店番号	口座番号等		

三井住友銀行

## 駐車場使用契約書

貸主 株式会社アーバンヴィレッジ(以下「甲」という。)と借主 吉岡 健(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	神戸市垂水区仲田1丁目8-24		
	名称	垂水フラッツ 駐車場	指定場所	10.12

### 頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	来客用につき指定無し	登録番号	
---------	------------	------	--

### 頭書(3) 契約期間

契約期間	平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

### 頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額	21,600 円 (内消費税1,600円)
敷金	金	円
支払期限： 毎月 末日までに 当月分 を支払う		
支払方法	1. 口座振替	金融機関： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座番号： <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 口座名義人： (株)アーバンヴィレッジ TEL： 078-651-3600
	2. 振込み	
	3. 持参	持参先：

### 頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社 アーバンヴィレッジ
	住所	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番24号

管理業者	商号又は名称	
	所在地・TEL	
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号：国土交通大臣( )第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号：	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

**頭書(6) 更新に関する事項**

契約期間終了後、甲乙協議の上、2年間の契約延長ができるものとする。

**頭書(7) 特約事項**

来客用として使用

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	株式会社 アーバンヴィレッジ	TEL	078-651-3600	平成 29 年 6 月 30 日
	住所	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番24号			
乙・借主 (法人の場合)	商号	[Redacted]			
	代表者名	吉岡 健	TEL	078-708-8600	
乙・借主 (個人の場合)	住所	[Redacted]			
	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]	
連帯保証人	住所	[Redacted]			
	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]	
連帯保証人	住所	[Redacted]			
	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]	
宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者	[Redacted]		
	事務所所在地・TEL				
	免許証番号 ( ) 号				
宅地建物 取引士	氏名	[Redacted]	登録番号	知事	第 号
	業務に従事する事務所名				
	事務所所在地 TEL				

※印は実印

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理  
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・**事務所費** 事務費・人件費

4

共通案分率

50%  
25%

それ以外の案分

案分の説明

案分率

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてご確認ください。

☆☆お振込☆☆

SMBC

お振込金額 ￥13,000  
振込手数料 ￥216

お受取人は

工. ハルナド ウサツ 様

お振込人は

ヨシオカ タケツ 様

お取扱日 31. 4. 25 電信振込

取扱店 番号 年月日 時刻  
5331. 4. 25 13:32  
\*3379

印紙税申告納  
付につき  
税務署承認  
済

銀行番号 店番号 口座番号等

三井住友銀行

駐車料金お支払い方法について

仲田松岡 駐車場 24 号

駐車料金：月額 1,000 円

賃料は下記口座へお振り込み頂く



口座名義 (有) 春名 不動産

弊社では賃料の自動引き落としの手続きを行うことはできません。  
大変お手数ですが、お客様ご自身で銀行にてお手続きください。  
銀行の手数料はお客様負担となります。

賃料は毎月月末までに翌月分をお支払いください（例：5月分の支払いは4月末まで）

上記支払内容及び支払方法について了承しました。

平成 27年 5月 26日

担当者印



ご署名

吉岡 健



# 月極駐車場使用契約書

駐車場名 仲田松岡駐車場 No. 24

所在地：神戸市垂水区仲田2丁目1102-1・1102-7

貸主（甲）は甲の駐車場に借主（乙）所有の第12条記載の自動車を駐車させる目的のため甲乙間で次の通り契約を締結します。

第1条 この契約の有効期限は平成27年5月26日より満1年間とします。但し、期限満了の1ヶ月前までに甲または乙から契約解除あるいは条件変更等の意思表示がない場合、有効期限は満1年延長するものとし、以後この例によります。

第2条 甲または乙の都合により期間内にこの契約を解約しようとするときはその1ヶ月前に書面をもって相手方に通知し、翌月の同日（解約の日を指定した場合はその日）をもってこの契約を解約するものとします。但し、乙からの通知が1ヶ月に満たない場合、乙は予告にかえて翌月分の使用料金を支払い、直ちに解約できるものとします。（必ず解約手続に春名不動産までお越し下さい。）

第3条 1. 使用料金は、月額¥13,000とし、毎月末日までに翌月分を甲の指示する方法により支払うものとします。振込支払いを指定された場合、その振込料は乙の負担とします。  
2. 月の途中で契約を締結した場合、その月の使用料金は日割にて前納し、解約の場合は月割計算とします。  
3. **本書は、自動車の保管場所証明申請の保管場所を確保している事を証明するものではありません。**自動車の保管場所証明申請には、有限会社春名不動産において、自動車保管場所使用承諾証明書を発行します。（別途事務手数料が必要です）、また、車庫上げ防止のため、証明書発行後、3ヶ月以内に乙の都合で解約した場合保証金は返還しないものとします。  
4. 自動車の保管場所使用承諾証明書は契約者本人名義のみで発行します。  
5. 自動車のサイズによっては発行する事が出来ません。

第4条 公租公課の増減、諸物価、あるいは近隣地価の高騰、近隣使用料金の変動等により使用料金が不相当となった場合、契約期間中といえども甲乙協議の上、使用料金の改訂を行うことができるものとします。

第5条 1. 乙は本契約締結と同時に保証金として¥39,000を甲に預託するものとします。  
2. 保証金は無利息とします。保証金の返還は本契約を解約し（本契約書を持って解約手続に春名不動産までお越し下さい。）乙が完全に明け渡した後1ヶ月以内に、乙が支払うべき債務（使用料金、施設損傷等）を控除し、乙に返還します。**※契約書が見当たらない場合はご相談ください。**  
3. 本契約解約の予告期日までに、本契約書の返納（解約手続）を行わない、あるいは明け渡しを行わない場合、契約書の返納および明け渡しが完了するまで、使用料金の倍額を乙は甲に支払うものとします。  
4. 乙が支払うべき債務（使用料金、施設損傷等）があるときは、甲は乙に催告することなく、保証金からその弁済に充てることができます。この場合、乙は甲よりその旨、通告を受けた日より10日以内に保証金を補填しなければなりません。但し、乙から充当を請求することはできません。

第6条 この駐車場は月極賃貸駐車場で、複数の契約者が共同して使用しています。秩序維持にあたり、次の行為をしてはけません。

1. 本契約の自動車以外の自動車、本契約の自動車でも可動しないもの、あるいは車検切れのものを駐車すること。
2. ケース、ダンボール箱、タイヤ、オイル缶等、本契約書に明記された自動車以外の物品を置くこと。自転車、バイク等を自動車と同時に置いた場合も含まれます（乗り換えの自転車、バイクは除きます）。
3. 建物、収納庫、垣、屋根等の工作物を設ける等、現状を変更すること。
4. 決められた駐車スペース以外に駐車すること（バイク、タイヤ等を置いた場合も含まれます）。
5. 他に転貸あるいは、賃借権を第三者に譲渡すること。

第7条 1. 甲は契約自動車の置場を提供するもので、駐車中の自動車について甲は保管の責任を負わないものとします。  
2. 乙あるいは乙の使用者の故意または過失により駐車場施設等を損傷した場合、乙は直ちに甲にその旨を届出、甲の指示に従い、乙の費用をもって修復するか、甲にその費用を支払うものとします。

3. 乙または乙の使用者が駐車をすることにより第三者に損害をおよぼした場合、乙の責任において解決するものとします。

第8条 乙および乙の使用者は駐車の使用にあたり、法令、契約条項、使用規則等を厳守しなければなりません。

第9条 甲は乙が次の各条項のいずれかに該当するときは通知催告を要しないで本契約を直ちに解除することができます。

1. 第6条の各項のいずれかに該当するとき。
2. 使用料金を2ヶ月以上遅納したとき。
3. 天災、地変、その他により、駐車施設の全部または大部分の使用が困難となったとき。
4. 本契約書の条項に違反したとき。

第10条 前条により本契約が解除された場合、甲は既納の駐車料金を使用期間に応じて計算し、残額を乙に返還するものとします。

第11条 本契約書をもって保証金の預り証とします。(解約時に管理者にお返し下さい)

第12条 本契約の自動車は次の自動車とします。

(メーカー名・車名等)

車名 トヨタ ファンカーゴ 色 ブルーグリーン ナンバー 神戸 101

<振込口座>

[Redacted Bank Account Information]

平成27年5月26日

住所 [Redacted]

(甲)

氏名 [Redacted]

住所 [Redacted]

(乙)

氏名 吉岡 健

勤務先名 [Redacted]

自宅TEL: [Redacted] 勤務先TEL: (078) 708-8600

※ 記載された連絡先に変更があった場合はすぐにご連絡ください。

仲介業者 有限会社 春名不動産 078-707-3507

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理  
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

5

共通案分率 50%  
25%

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

通常払込料金 電気料金払込票兼受領証  
加入者負担

口座番号	00140	9	900136
加入者名	関西電力株式会社		
金額		5936	円
お振込み 口座番号	17462451580101	31	3
お振込み人	吉岡 たけし様		
料金	受付局(金融機関)日附印 31-04-25		
備考	(43750 ) N94190007		

切り返らないでお支払い窓口にお出しください。

いつもご利用いただきありがとうございます  
電気ご使用量のお知らせ

吉岡 たけし 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	17	462451	58	0101	
供給地点特定番号	06	0174	6245	1580	1011 0000
31年3月分	ご使用期間		2月20日～ 3月19日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 131kWh

計器番号 671  
当月指示数 46226  
前月指示数 46095

ご参考：前年同月ご使用量（期間 2/20～ 3/19）  
153kWh  
対前年同月比 -14.3%

ご請求金額 3,220 円

お支払期限日 4月19日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	334.82	再エネ促進賦課金	379.00
1 階料金	2,094.75	消費税等相当額(再掲)	236.00
2 階料金	276.63		
燃料費調整額	+ 133.63		

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+15円31銭	+1円02銭
	翌月分	+14円56銭	+97銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	43円50銭	2円90銭

電気料金額 取 消 の お 知 ら せ	
年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振 替 日
領 収 金 額	***** 消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月20日 次回検針日 4月18日 検針員  
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

いつもご利用いただきありがとうございます  
電気ご使用量のお知らせ

吉岡 たけし 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	17	462451	58	0101	
供給地点特定番号	06	0174	6245	1580	1012 0000
31年3月分	ご使用期間		2月20日～ 3月19日		
ご契約内容	低圧電力				
	ご契約		2kW	力率	90%

ご使用量 42kWh

計器番号 533  
当月指示数 08536  
前月指示数 08494

ご参考：前年同月ご使用量（期間 2/20～ 3/19）  
41kWh  
対前年同月比 +2.4%

ご請求金額 2,716 円

お支払期限日 4月19日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	2,116.80	再エネ促進賦課金	121.00
力率修正額	- 105.64	消費税等相当額(再掲)	201.00
その他料金	541.80		
燃料費調整額	+ 42.64		

単価名称	月分	1kWhにつき	
燃料費調整	当月分	+1円02銭	
	翌月分	+97銭	
再エネ発電促進賦課金	当月分	2円90銭	

電気料金額 取 消 の お 知 ら せ	
年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振 替 日
領 収 金 額	***** 消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月20日 次回検針日 4月18日 検針員  
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

(注) 本票により集金することはありません。

(注) 本票により集金することはありません。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号  6	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	
		共通案分率 <b>50%</b> 25%
		それ以外の案分 案分の説明
		案分率

水道料金 納入通知書兼領収書  
下水道使用料

発行日 平成31年 4月 15日

お客様番号	8: 854 : 01 : 440 : (106)				
請求番号	31 : 2 : 00238183 : 6				
年度	期分	口径	用途	戸数	水栓番号
31	E1	20	業務用	1	235508

ご使用期間 31年 1月26日～31年 3月28日

ご使用水量	0 m <sup>3</sup>	うち消費税相当額
水道料金	1,900 円	140 円
下水道使用料	1,015 円	75 円
合計金額	2,915 円	215 円

水道ご使用場所  
垂水区仲田1丁目 8-24  
アーバンヴィレッジ垂水フラッツ 101

お客様名  
吉岡 たけし 様

納期限 平成31年 5月 7日

上記金額を納期限までにお支払いください。

上記の金額を納めました。

神戸市  
水道事業管  
理者印

神戸市水道事業管理者  
(お客様控)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費	
7	<p>通常払込料金 振替払込請求書兼 Pay-easy 加入者負担 受領証(金融機関控)</p> <p>口座番号 [REDACTED] 加入者名 NTTファイナンス株式会社 金額 11,368 円 お客様番号 4610-0588-36414 2019年 3月ご請求分 4月10日 ご請求先住所氏名 吉岡 たけし 様 金融機関用取納速達先 TEL 0120-31-04-25 874-569 [REDACTED] 備考 (43750 ) N94190006</p> <p><small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small></p>	<p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>11368-67 = 11301 11301 × 50% = 5650 円相当</p>
		案分率

請求書 (西日本ご利用分)



655-0034  
神戸市垂水区仲田1丁目8-24

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-71

アーバンヴィレッジ垂水フラッツ 101号  
吉岡 たけし 様

発行年月日 2019年 3月25日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【選付先】  
〒550 大阪市西区土佐堀1-3-7  
-0001 肥後橋シミズビル 料金センター  
社用コード M30021211001 18001 17189 00 J  
61 000000 1 0 19030501J



019032101064200439

18001

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-708-8600 4610-0588-36414	2019年 3月ご請求分	11,368円	2019年 4月10日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 11,301円

NTTファイナンス分ご請求額 67円

(合計) 11,368円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



( 2 / 2 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-708-8600	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 3月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0588-36414)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-708-8600 ◇NTT西日本ご利用分 11,301	5,400 -1,390	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 2月 1日～ 2月28日 もっともっと割_1、2年目ピーンと割 2月 1日～ 2月28日。0ヶ月経過後、割引額は1,490円。	合 算 合 算
	1,300	ひかり電話オフィスタ입 (基本料) 2月 1日～ 2月28日	合 算
	1,500	ひかり電話対応機器使用料 2月 1日～ 2月28日	合 算
	1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料 2月 1日～ 2月28日	合 算
	1,000	ボイスワープ使用料 2月 1日～ 2月28日	合 算
	1,200	複数チャネル使用料 2月 1日～ 2月28日	合 算
	100	追加番号使用料 2月 1日～ 2月28日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料 2月 1日～ 2月28日 2番号分	合 算
	100	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。	合 算
	50	取納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。	合 算
◇NTT西日本分 (小計)	837	消費税等相当額 (合計) (小計)	合 算
11,301	11,301	合算表示の料金合計×8%	
◇合計	11,368	合計	

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)  
※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)  
※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)  
※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号  8	使 途 項 目																																	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費																																	
	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥9,180</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥108</td> </tr> </table> <p>SMBC</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>カ) リハース 様</p> <p>お振込人は ヨソオカ タケツ 様</p> <p>お取扱日31. 4.25 電信振込</p>	お振込金額	¥9,180	振込手数料	¥108	<p>共通案分率 <u>50%</u> 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>案分率</p>																												
	お振込金額	¥9,180																																
振込手数料	¥108																																	
<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機種</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>4</td> <td>25 13:37</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">*3386</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>口座番号</td> <td colspan="4">口座振替印</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="4">[REDACTED]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">三井住友銀行</p>	取扱店	機種	年	月	日	時刻	[REDACTED]	[REDACTED]	33	31	4	25 13:37	*3386						銀行番号	口座番号	口座振替印				[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]				<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納</td> </tr> <tr> <td>付につき難町</td> </tr> <tr> <td>税務署承認済</td> </tr> </table>	印紙税申告納	付につき難町	税務署承認済
取扱店	機種	年	月	日	時刻																													
[REDACTED]	[REDACTED]	33	31	4	25 13:37																													
*3386																																		
銀行番号	口座番号	口座振替印																																
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																																
印紙税申告納																																		
付につき難町																																		
税務署承認済																																		



# 御請求書

平成31年3月29日

〒655-0034

神戸市垂水区仲田1-8-24-101

吉岡 健 様

## Rebirth

株式会社リバース

〒537-0011

大阪市東成区東今里2-

電話:06-6975-3688

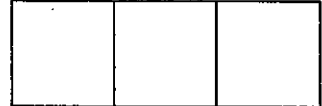
FAX:06-6975-3689



ご請求金額合計 **¥9,180** -(消費税込み)

下記の通り御請求申し上げます。

前回請求額	御入金額	調整額	繰越額	今回御請求額	消費税	今回御請求計
				8,500	680	9,180



【お振込先】

【名義】

カ)リバース

【お振込み期限】

平成31年4月26日

\* 恐れ入りますが振込手数料は御社ご負担でお願い致します

設置場所	神戸市垂水区仲田1-8-24-101
機種名	カラー複合機MX3100FN

前回検針日	2月13日
今回検針日	3月13日
日数	28日間

内訳明細【合計】

項目		単価	数量	金額(税抜き)
1	レンタル料	0円/月	1台	
2	スキャナーオプション	2,500円/月	1カ月	¥2,500
3	カウンタ基本料金	基本料金6,000円/月(モノクロ500枚含む)	1カ月	¥6,000
6	カウント料金	モノクロ(501枚~/月)	0枚	
7	カウント料金	カラー(1枚~/月)	0枚	
8				
9				
8				
合 計				¥8,500

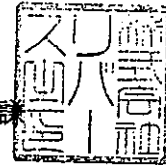
項目	コピーご利用枚数_内訳					
	内訳	前回カウンター枚数	今回カウンター枚数	利用枚数	控除枚数	ご請求枚数
1	モノクロコピー使用枚数	198,185枚	198,219枚	34枚	500枚	0枚
2	カラーコピー使用枚数	70,160枚	70,160枚	0枚	0枚	0枚

# 物品賃貸借契約書

2015年3月5日

住所 大阪市東成区東今里2-5-8  
賃貸人(甲)

氏名 株式会社リバース  
代表取締役 徳原謙



住所 神戸市垂水区仲田1-8-24-101

賃借人(乙)

氏名 吉岡 健

賃貸人甲及び賃借人乙は下記のとおり契約します。

(契約の趣旨)

第1条 甲は乙に対し、別表記載の物件(以下、「物件」という。)を貸し付け、乙はこれを借り受ける。

(物件の引渡)

第2条 甲は、物件を別表記載の引き渡し期限までに乙に引き渡す。

(物件の使用、保存)

第3条 乙は、物件の引き渡しを受けたときから別表記載の使用場所において物件を使用することができる。この場合、乙は通常の業務のため善良な管理者の注意をもって使用するものとする。また、正常な機能を保つために、別途カウンターサービスシステム契約書を甲、乙間で締結するものとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は別表記載のとおりとする。

(賃料)

第5条 乙は、甲に対し賃料を別表に定める金額、期日及び方法で支払うものとする。

(物件の所有権表示)

第6条 甲は、物件に甲の所有権を明示する標識等を貼付することができる。

(所有権侵害の禁止)

第7条 乙は、物件を第三者に譲渡し、担保に差し入れその他甲の所有権を侵害してはならない

(通知・報告事項)

第8条 乙は、住所を移転したとき、代表者を変更したとき又は事業の内容に重大な変更があったときはその旨を甲に通知する。

(費用負担)

第9条 固定資産税は甲の負担とし、その他の保管、使用に係る費用は甲の負担とする。

(天災事変等の場合)

第10条 天災地変、戦争、運送中の事故その他これらに類する不可抗力によって物品の引き渡しが遅延し、又は引き渡しが無効となったときは、第2条に関わらず甲はその責めを負わない。

(物件使用に起因する損害)

第11条 物件の設置、保管、使用によって第三者又は乙の使用人が損害を受けたときは、乙の過失の有無に関わらず乙の責任と負担で解決する。

(物件の滅失、毀損)

第12条 物件が滅失、盗難、又は損傷して修理不能となったときは、乙は甲に対し書面でその旨を通知し、直ちに別表記載の損害賠償金を甲に支払う。この場合には、その支払がなされた時点で本契約は終了する。

(契約違反)

第13条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、通知・催告を要せずこの契約を解除し、乙は、甲に物件を返還させるとともに別表記載の損害賠償金を支払う。

- 1、第5条に定める賃料その他の金銭債務の支払いが遅延したとき。
- 2、小切手又は手形の不渡りを発生させたとき。
- 3、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、租税公課の滞納処分を受けたとき。
- 4、整理、和議、破産、会社の更生の申し立てがあったとき。
- 5、営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- 6、物件について必要な維持管理をしないとき。

(遅延損害金)

第14条 乙は、賃料その他の金銭の支払いを怠ったときは、その支払うべき金額に対し支払期日の翌日から完済の日まで、別表記載の割合による遅延損害金を甲に支払う。

(合意管轄)

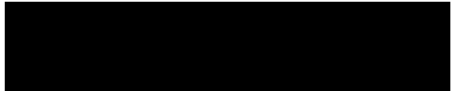
第15条 甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各一通を保有する。

別表

1、物件の名称	シャープ複合機 MX-3100FN
2、物件の引渡、 使用場所	2015年3月13日引き渡し 神戸市垂水区仲田1-8-24-101
3、賃貸借期間	2015年3月13日～
4、賃料等 (税抜き)	初期費用 金35,000円 月額 金8,500円(税抜き)モノクロ500枚込 カウンター料金 モノクロ501枚以上は、5円/1枚、カラー1枚以上は、 30円/1枚
5、支払方法	支払日 毎月末日まで(毎月末日締め翌月末日までの支払い) 支払方法 銀行振込 振込口座  口座名義 株式会社リバース
6、特約事項	



領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目																				
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																				
/	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>SMBC</p> <table border="1"> <tr><td>お振込金額</td><td>¥129,600</td></tr> <tr><td>振込手数料</td><td>¥108</td></tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>カリアーハツウ「イレツ」様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヨシオカ タケシ 様</p> <p>お取扱日 1. 5. 24 電信振込</p>	お振込金額	¥129,600	振込手数料	¥108	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p>	共通案分率	50%		25%											
		お振込金額	¥129,600																		
振込手数料	¥108																				
共通案分率	50%																				
	25%																				
	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2">印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済</td> </tr> <tr> <td></td> <td>74</td> <td>1. 5. 24</td> <td>12:53</td> </tr> <tr> <td colspan="4">¥14156</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済		74	1. 5. 24	12:53	¥14156					銀行番号	店番号	口座番号			案分率
取扱店	機番	年 月 日	時刻	印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済																	
	74	1. 5. 24	12:53																		
¥14156																					
銀行番号	店番号	口座番号																			

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																					
2	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もおわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>SMBC</p> <p>お振込金額 ￥21,600 振込手数料 ￥108</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>カ)ア-ハ ソ.ウ イレツツ 様</p> <p>お振込人は ヨソオカ タクツ 様</p> <p>お取扱日 1. 5. 24 電信振込</p>	<p>共通案分率 (50%) 25%</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p>																				
		案分率																				
<table border="1"> <tr> <th>取扱店</th> <th>機番</th> <th>年 月 日</th> <th>時 刻</th> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>74</td> <td>1. 5. 24</td> <td>12:53</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>*4157</td> </tr> <tr> <th>銀行番号</th> <th>店番号</th> <th colspan="2">口座番号等</th> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>		取扱店	機番	年 月 日	時 刻	[REDACTED]	74	1. 5. 24	12:53				*4157	銀行番号	店番号	口座番号等		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		<p>印紙税申告納 付につき超町 税務署承認済</p>
取扱店	機番	年 月 日	時 刻																			
[REDACTED]	74	1. 5. 24	12:53																			
			*4157																			
銀行番号	店番号	口座番号等																				
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																				

領 收 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年5月)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目																									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																									
3	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もおあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>SMBC</p> <table border="1"> <tr><td>お振込金額</td><td>¥13,000</td></tr> <tr><td>振込手数料</td><td>¥216</td></tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>■</p> <p>1. ハルナフトウサツ 様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヨツオカ タケツ 様</p> <p>お取扱日 1. 5. 24 電信振込</p>	お振込金額	¥13,000	振込手数料	¥216	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	案分の説明															
		お振込金額	¥13,000																							
振込手数料	¥216																									
共通案分率	50%																									
それ以外の案分	25%																									
案分の説明																										
	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> <td rowspan="2">印紙税申告納 付につき 税務署承認済</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>74</td> <td>1. 5. 24</td> <td>12:54</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>*4158</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="3">口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="5">■</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機番	年 月 日	時 刻	印紙税申告納 付につき 税務署承認済	■	74	1. 5. 24	12:54				*4158		銀行番号	店番号	口座番号等			■					案分率
取扱店	機番	年 月 日	時 刻	印紙税申告納 付につき 税務署承認済																						
■	74	1. 5. 24	12:54																							
			*4158																							
銀行番号	店番号	口座番号等																								
■																										



領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年5月)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号  /	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
	共通案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明	25%
	案分率	

**電気料金振込受領証**

31年 4月分	金額	113,921
お振込人 吉岡 たけし 様	ご使用期間	3月20日から 4月17日まで
お振込先 17:46 2451.58.0101	消費税等 相当額 (再掲)	1,030円
契約 kVA又はkW	力率 %	ご使用量 (kWh)
31		7,652
51	2 90	6,268
燃料費調整額(再掲)		92円
再工率促進賦課金(再掲)		

ご使用場所  
神戸市 垂水区  
仲田 1丁目 8-24  
アーバンヴィレッジ マドンナツツ-101

(4) 口附印

神戸料金センター  
0800-777-8810

ご連絡の際は番号をよく  
お確かめ下さい。

収 入 印 紙 不 要

振込人 ○関西電力株式会社 (金融機関→お客さま)

いつもご利用いただきありがとうございます  
電気ご使用量のお知らせ

吉岡 たけし 様

お客さま番号	日 程	所	番 号		
	17	462451	58	0101	
供給地点特定番号	06	0174	6245	1580	1012 0000
31年4月分	ご使用期間		3月20日～ 4月17日		
ご契約内容	低圧電力				
	ご契約		2kW 力率 90%		

ご使用量 254kWh

計器番号 533  
当月指示数 08790  
前月指示数 08536

ご参考：前年同月ご使用量（期間 3/20～4/17）  
31kWh  
対前年同月比 +719.3%

ご請求金額 6,269 円

お支払期限日 5月20日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	2,116.80	再エネ促進賦課金	736.00
力率修正額	- 105.84	消費税等相当額(再掲)	464.00
その他料金	3,276.60		
燃料費調整額	+ 246.35		

単価名称	月分	1kWhにつき	
燃料費調整	当月分	+97銭	
	翌月分	+89銭	
再エネ発電促進賦課金	当月分	2円90銭	

電気料金領収のお知らせ

年 月 分	ご使用期間	
契約種別		
ご使用量	振替日	
領収金額	*****	消費税等相当額(再掲)
口座名義		
店舗	口座番号	

検計日 4月18日 次回検計日 5月22日 検計員  
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

いつもご利用いただきありがとうございます  
電気ご使用量のお知らせ

吉岡 たけし 様

お客さま番号	日 程	所	番 号		
	17	462451	58	0101	
供給地点特定番号	06	0174	6245	1580	1011 0000
31年4月分	ご使用期間		3月20日～ 4月17日		
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 283kWh

計器番号 671  
当月指示数 46509  
前月指示数 46226

ご参考：前年同月ご使用量（期間 3/20～4/17）  
115kWh  
対前年同月比 +146%

ご請求金額 7,652 円

お支払期限日 5月20日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	334.82	再エネ促進賦課金	820.00
1段料金	2,094.75	消費税等相当額(再掲)	566.00
2段料金	4,128.79		
燃料費調整額	+ 274.54		

単価名称	月分	1kWhに対して	1kWhをこえる区間につき
燃料費調整	当月分	+14円58銭	+97銭
	翌月分	+13円37銭	+89銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	4円150銭	2円90銭

電気料金領収のお知らせ

年 月 分	ご使用期間	
契約種別		
ご使用量	振替日	
領収金額	*****	消費税等相当額(再掲)
口座名義		
店舗	口座番号	

検計日 4月18日 次回検計日 5月22日 検計員  
関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

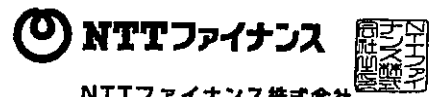
お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目					
5	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <b>事務費</b>・人件費</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1157 392 1332 481">共通案分率</td><td data-bbox="1332 392 1444 481">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1157 481 1444 1019" rowspan="2">それ以外の案分 案分の説明</td><td data-bbox="1109 660 1149 750" rowspan="2">案分率</td></tr><tr><td></td></tr></table> <p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は左側の改票をお出しください。印以外のお支払いは現金は切符を切り取らなさい。</p> <p>ご請求先氏名 吉岡 たけし 様</p> <p>お客様番号 4610-0588-36414</p> <p>2019年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥11,402</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>額 19,524 印</p> <p>取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明	案分率	
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明	案分率					

請求書 (西日本ご利用分)



655-0034  
神戸市垂水区仲田1丁目8-24

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

アーバンヴィレッジ垂水フラッツ 101号  
吉岡 たけし 様

発行年月日 2019年 4月25日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【遅付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F  
社用コード M30021111002 21157 20904 00 J  
01 000000 1 0 19040501J



019042101071203395

21157

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-708-8600 4610-0588-36414	2019年 4月ご請求分	11,402円	2019年 5月13日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
NTT西日本分ご請求額 (合計)

11,402円  
11,402円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



( 2 / 2ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-708-8600	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-0588-36414)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-708-8600 ◇NTT西日本ご利用分	11,402	5,400 -1,490	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 もともとと割_1、2年目どんと割	合 算 合 算
		1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料)	合 算
		1,500	ひかり電話対応機器使用料	合 算
		1,200	ナンバー・ディスプレイ使用料	合 算
		1,000	ボイスワープ使用料	合 算
		1,200	複数チャネル使用料	合 算
		100	追加番号使用料	合 算
		176	ひかり電話 (通話料)	合 算
		18	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
		4	ユニバーサルサービス料	合 算
		100	発行手数料	合 算
		50	収納手数料	合 算
		844	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	11,402	11,402	合計	

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)  
※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)  
※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)  
※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 吉岡 たけし)

整理 番号	使 途 項 目																							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <b>事務費</b> ・人件費																							
6	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰ってください。 裏面のご案内もおわせください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>SMBC</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥12,258</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥108</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>カ) リハース様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヨツオカ タケシ 様</p> <p>お取扱日 1. 5. 24 電信振込</p>	お振込金額	¥12,258	振込手数料	¥108	<p>共通案分率</p> <p>50%</p> <p>25%</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p>																		
		お振込金額	¥12,258																					
振込手数料	¥108																							
<table border="1"> <tr> <th>取扱店</th> <th>機番</th> <th>年 月 日</th> <th>時 刻</th> </tr> <tr> <td></td> <td>74</td> <td>1. 5. 24</td> <td>12:54</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>¥14159</td> </tr> <tr> <th>銀行番号</th> <th>店番号</th> <th colspan="2">口座番号等</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機番	年 月 日	時 刻		74	1. 5. 24	12:54				¥14159	銀行番号	店番号	口座番号等						<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納</td> </tr> <tr> <td>付につき趣旨</td> </tr> <tr> <td>税務署承認済</td> </tr> </table>	印紙税申告納	付につき趣旨	税務署承認済
取扱店	機番	年 月 日	時 刻																					
	74	1. 5. 24	12:54																					
			¥14159																					
銀行番号	店番号	口座番号等																						
印紙税申告納																								
付につき趣旨																								
税務署承認済																								

# 御請求書

平成31年4月26日

〒655-0034  
神戸市垂水区仲田1-8-24-101

吉岡 健 様

Rebirth

株式会社リバース

〒537-0011

大阪市東成区東今里2-

電話:06-6975-3688

FAX:06-6975-3689



ご請求金額合計 **¥12,258** (消費税込み)

下記の通り御請求申し上げます。

前回請求額	御入金額	調整額	繰越額	今回御請求額	消費税	今回御請求計
				11,350	908	12,258

--	--	--

【お振込先】

【名義】

カ)リバース

【お振込み期限】

平成31年5月31日

\* 恐れ入りますが振込手数料は御社ご負担でお願い致します

設置場所	神戸市垂水区仲田1-8-24-101
機種名	カラー複合機MX3100FN

前回検針日	3月13日
今回検針日	4月13日
日数	31日間

内訳明細【合計】

項目		単価	数量	金額(税抜き)		
1	カラー複合機	レンタル料	0円/月	0	1台	
2		スキャナーオプション	2,500円/月	2,500	1カ月	¥2,500
3		カウンタ基本料金	基本料金6,000円/月(モノクロ500枚含む)	6,000	1カ月	¥6,000
6		カウント料金	モノクロ(501枚~/月)	5	0枚	
7		カウント料金	カラー(1枚~/月)	30	95枚	¥2,850
8						
9						
8						
合 計					¥11,350	

項目	コピーご利用枚数_内訳					
	内訳	前回カウンター枚数	今回カウンター枚数	利用枚数	控除枚数	ご請求枚数
1	モノクロコピー使用枚数	198,219枚	198,494枚	275枚	500枚	0枚
2	カラーコピー使用枚数	70,160枚	70,255枚	95枚	0枚	95枚